別表八㈠の記載要領第１号中「受ける場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第67条の６又は第67条の７の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合」を加え、同第11号中「「左のうち益金の額に算入される金額　㉜」及び「左のうち益金の額に算入される金額　㉟」」を「「左のうち益金の額に算入される金額　㉟」及び「左のうち益金の額に算入される金額　㊷」」に、「第23条第３項」を「第23条第２項又は第３項」に、「その金額」を「同条第２項の規定により計算した金額については、その金額」に改め、同号を同第11号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　「平成10年４月１日から平成12年３月31日まで又は平成22年４月１日から平成24年３月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額　㉑」の欄は、平成22年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「平成10年４月１日から平成12年３月31日まで又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は平成22年４月１日から平成24年３月31日まで」を消すこと。

別表八㈡の表中「

特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額に対応する部分の金額 （別表十七（三の二）「27」又は「28」）

」を「

特定課税対象金額若しくは特定個別課税対象金額又は間接特定課税対象金額若しくは間接特定個別課税対象金額 （別表十七（三の四）「18」）

」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が法第23条の２（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（法第23条の２の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表八㈡の記載要領第11号中「第22条の３第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

別表八の二の表を次のように改める。